

第 113 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 113 回入札監理小委員会 議事次第

日 時：平成 21 年 11 月 10 日（火）17:15～17:45

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- 建設関連業等の動態調査（国土交通省）
- 兵庫国際交流会館の管理・運營業務（（独）日本学生支援機構）

2. その他

<出席者>

（委員）

小林副主査、逢見副主査、廣松専門委員

（国土交通省）

総合政策局情報安全・調査課建設統計室 木下室長、岩野課長補佐、表係長

（（独）日本学生支援機構）

政策企画部 小見部長、堀江参事役、総合計画課 高橋課長

財務部 宮本部長

（事務局）

佐久間事務局長、上野参事官、森丘参事官、山西参事官

○小林副主査 それでは、ただいまから「第 113 回入札監理小委員会」を開催いたします。本日は国土交通省の「建設関連業等の動態調査」、独立行政法人日本学生支援機構の「兵庫国際交流会館の管理・運營業務」の実施要項（案）について審議を行います。

初めに「建設関連業等の動態調査」の実施要項（案）の審議を行います。本日は国土交通省総合政策局、情報安全・調査課、建設統計室、木下室長に御出席いただいておりますので、前回の審議等を踏まえた実施要項（案）の修正点等について御説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は 5 分程度でお願いいたします。

○木下室長 国土交通省の建設統計室長の木下でございます。よろしくお願いたします。それでは、早速、御説明をさせていただきます。

私どもの「建設関連業動態調査」ということで、これまで審議をお願いしてきたところでございます。調査につきましては測量業、建設コンサルタント業、地質調査業、建築設計業務、建設機械器具リース業、重仮設リース業、軽仮設リース業といいました建設業に関連する業につきまして、客体となります会社を対象に契約金額、従業員数等を伺うものでございます。

前回の御審議、いろいろいただきましたけれども、修正点につきましては大きく分けて 2 点でございます。

まず、1 点でございますけれども、加点項目の得点配分を変更しております。

まず、5 ページを御覧ください。

今回、私どもの業務につきましては、「業務遂行に当たり確保されるべき質」を特に明記させていただく形をとっております。それは 2 点ございまして、「目標回収率」、それから 2 点目が「結果の正確性」でございます。

前回、御審議いただきましたときに、この 2 点について特に担保されるような、そういった形をとるべきではないかという御指摘をいただきました。具体的には目標回収率、それから結果の正確性に結びつくような項目については創意工夫をきちっと求めて、高い配点をすることでそういったものが選ばれる、創意工夫が選ばれるということにすべきではないかという御意見をいただいたところでございます。

それを踏まえまして、15 ページを御覧ください。

評価項目の一覧表がございしますが、調査票、（ア）、（イ）、（ウ）とございしますが、「個別業務の実施方法」のところでございます。ウの（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）につきまして「加重」と書いてありますけれども、今まで 3 点であったものにつきまして、2 倍の 6 点ということで、より高いウエートを置いた評価をするということで、先ほど申しました「確保されるべき質」をより担保されるべき形での評価を行いたいと考えておるところでございます。

これに従いまして満点が変更されておりますので、この「必須項目」についての配点も併せて変更しております。

2点目の修正点でございますけれども、目標の達成度の程度についてでございます。要項の18ページを御覧いただきたいと思っております。ここについて、「結果の正確性」を確保するための方法、時期についてより具体的に書くべきではないかという御指摘をいただきました。

それを踏まえまして、ここがございますように、結果表につきまして、毎月、過去の傾向等から異常値の有無を審査するというところで、何をしなければいけないかという行動規範を具体的に書かせていただいたところでございます。

この2点が、前回、御指摘をいただきましたことを踏まえて修正させていただいた点でございます。

続きまして、ここで前回の修正案でパブリックコメントをかけさせていただいたわけでございますけれども、意見が4点出てまいりました。その概要と私どもの対応方針につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

意見は合計4つございます。

まず、1点は全体に関するものでございますが、この程度の調査であれば調査方法、回収方法、回答方法を十分に検討すれば、外部委託をしないで実施できるのではないかと、基本的な御指摘でございますけれども、これにつきましては、私どもは既に本調査については民間事業者への委託を実施しているという事実がまずございます。

それを踏まえた上で更に今般、民間事業者の創意工夫を更に反映することでこの質の向上を図ることが、この調査については期待できるだろうということを私どもは強く考えたところでございまして、そういったことを踏まえて、今般、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく民間競争入札を実施するのだということで、是非、御理解をいただきたいと考えておるところでございます。

2点目でございますが、要項（案）の8ページでございますけれども、その中で加点項目の一つとして、国土交通省からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が整っているかということ、私どもは加えさせていただいていると思っております。これに関しまして、不適切なので削除すべきではないかという御意見をいただきました。

私どもの考え方でございますけれども、まず、1点目でございますが、この項目については確かに評価項目には入れておりますけれども、必須項目とはしていないということで、この項目の要件が満たされていないからといって、そのことを理由に直ちに入札参加者が排除されるわけではないということについてまず御理解をいただきたいと思っております。

その上で、他方で私どもの要望等に迅速・柔軟に対応できると。私どもときちっとコミュニケーションをとっていただく体制を整えていただいているということは、本調査に係る業務が一層、適切かつ確実に履行されて、調査結果の正確性の確保に資することは間違いのないと思っておりますので、この項目を加点項目とすることにつきましては必要かつ適切なものであると私どもは考えておるところでございます。

3点目でございます。10ページの8の(1)を御覧ください。報告につきまして更に突

っ込んだ御意見でございまして、実施の中で聞いた調査対象者からの意見の内容や件数についても、国土交通省にきちっと報告をさせた方がいいのではないかという御意見でございます。

これについては、私どもも報告内容をどうするかということについては、民間事業者が選ばれました段階であらかじめ協議しまして、どういったことの御報告をいただくかということの詳細に決めてまいりたいと思っております、そういったものの中でどういった報告をいただくかということの詳細に決めれば足りるのではないかと考えております。

4番目でございます。私どもは11ページに金品の授受の禁止を定めております。8の(6)の③でございます。「民間事業者は、本業務において、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない」と。

これについて手数料、お礼などであれば認めた方がいいのではないかという御意見でございますけれども、この点につきましては、本調査はそもそも調査対象者にとって過度の負担とはならないと考えることが一点。

もう一つは、本調査は中小企業信用保険法に基づきますセーフティネット保証の要件、不況業種の指定に係る要件を判断するときの指定材料になっておりまして、本調査にお答えいただくことが各対象となる事業者さんにとっても、全体としては利益、メリットがあるということでございますので、私どもとしてその謝金を渡す等の対応は必ずしも適切ではないということで御理解を願いたいと思っております。

ちょっと長くなりましたけれども、説明は以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明につきまして御意見、御質問をお願いいたします。

○逢見副主査 パブリックコメントで4点、意見があったということですが、この中の番号でいうと2の意見ですが、国土交通省からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が整っているかということについて、不適切で削除すべきだというのがあります。

そういう意見が出てくる背景というのは、これは業務委託契約、請負契約で、その契約をきちんと履行すればいいのであって、国土交通省からそれ以上のことをいろいろ要求されるのではないかということの心配だと思いますので、そういう契約以外のことを要求するものではないということがきちんと伝えられればいいのではないかと思います。

○木下室長 わかりました。意見に対する考え方の中にそういったことをきちっと盛り込んで、御理解をいただくということにさせていただきたいと思っております。私どもにとっては、あくまでもコミュニケーションをきちっととって、信頼関係を持ってやっていただきたいという趣旨でございますので、誤解のないように意見、考え方を書かせていただきたいと思っております。

○小林副主査 廣松先生、何か。

○廣松専門委員 今、前回からの修正点に関して御説明をいただいて、私もそれでいいと思っております。ただ、ちょっと細かいことですが、先ほどの御説明で18ページの「確保される

べき質としての結果の正確性」のところで、説明を追加されたのはいいと思いますが、その中の言葉ですが、最近、「異常値」という言葉は余り使いません。

どちらかという「外れ値」という言葉を使う方が多いと思います。英語の「outlier」の訳ですが。

○木下室長 「異常値」を「外れ値」とさせていただきます。

○廣松専門委員 最近は「外れ値」という言い方をするのが一般的ではないかと思いますので。それと、その上の月ごとの回収率のグラフを見ていて、あるいはこれは前回、説明があったのかもしれませんが、20年度だけその前の2年に比べると水準として上がっています。ほぼ80%を超えるような水準になっています。これは何か、20年度に関して特別な措置というか、何かなされたのでしょうか。

○岩野課長補佐 調査開始の前に余り返してくれないようなところを回りまして、直接、お願いしたのが回収率向上に効いたのではないかと思います。

○廣松専門委員 そうですか。わかりました。

○岩野課長補佐 はい。

○廣松専門委員 それは21年度以降も続けてやっていただけるということでしょうか。

○岩野課長補佐 はい。

○廣松専門委員 わかりました。

○木下室長 やはり、そういうことのやり方についてより創意工夫を求めて、実績を上げていただきたいと考えておるところでございます。

○廣松専門委員 そういうことであれば、うれしいですね。是非その方向でやっていただければと思います。私は以上です。

○小林副主査 今の委員の御意見で尽くされていると思います。事務局の方で何か確認すべきことはありますか。

○事務局 特にございません。

○小林副主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、これまで2回、審議を行ってまいりましたけれども、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成については私に一任いただきたいと思います。先生方、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○小林副主査 ありがとうございます。今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、本日、質問できなかった事項、確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

また、国土交通省におかれましては、本実施要項（案）に沿って適切に事業を実施して

いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

本日はありがとうございました。

○木下室長 どうも、御指導、ありがとうございました。

○岩野課長補佐 ありがとうございます。

(国土交通省関係者 退室)

(独立行政法人 日本学生支援機構関係者 入室)

○小林副主査 では、続きまして、「兵庫国際交流会館の管理・運營業務」の実施要項(案)の審議を行います。本日は、独立行政法人日本学生支援機構、政策企画部、小見部長に御出席いただいておりますので、前回の審議等を踏まえた実施要項(案)の修正点等について御説明をお願いしたいと思います。

なお、御説明は10分程度でお願いいたします。

○小見部長 わかりました。それでは、資料2-2の実施要項(案)と、その後にあります実施要項(案)の別紙、この資料に基づきまして、まず、前回、御指摘いただいた事柄を踏まえた修正について御説明申し上げます。

まず、実施要項の3ページを御覧いただければと思います。

ここの3ページの「厚生補導業務」の中に入居者の面接とか選考とか、②、③の欄がありますけれども、前回、入居者の選考等業務で従来の選考方法、あるいはその選考基準等を情報開示するとともに、その業務内容を明確に記載すべきではないかという御指摘をいただきまして、それを踏まえて修正したものがここにあるものでございます。

特に②の一番右の欄を御覧いただきますと、面接における評価基準等について詳細に記述をして、明記をしております。

それとともに、その詳細な業務スケジュールにつきましては別紙の2ページの方に「兵庫国際交流会館における入居者受入れスケジュール」ということで、新規の国費外国人留学生、外国政府派遣留学生等と左記以外の留学生に分けて、詳細にスケジュールをしております。

更に別紙の11ページの別紙1-2、同じこの別紙の11ページでございます。この11ページ以降に、11ページ、12ページにそれぞれ新規の国費外国人留学生、外国政府派遣留学生等とそれ以外の留学生に分けて記載を、整理をしたところでございます。

以上が入居者の選考等業務についてでございます。

次に2点目といたしまして、実施要項の6ページを御覧いただければと思います。

6ページの⑫に、カウンセラー、RA(レジデント・アシスタント)の募集・選考という欄がございます。

これは前回、この両者の募集・面接の方法等について従来の内容を情報開示するとともに、そういった業務内容を明確に記載すべきではないかという御指摘を踏まえて、ここの⑫の欄自体を新しく設けております。

この中でその募集・選考等の業務内容をここにありますように明記をするとともに、更

にその詳細な業務スケジュール等について整理をして、別紙の1-7の方に追加をしているところがございます。

3点目が「施設の一時使用について」ということで、これは新たに業務を追加したその施設の貸出業務について、その稼働率が向上していますが、その稼働率を向上させるためにこれまで実施してきた内容を、その情報を開示すべきではないかという御指摘に対しまして、これは実施要項ではなくて、別紙の294ページでございます。

294ページのこの4の「従来の実施における目的の達成の程度」の4番のところの注意事項を御覧いただきますと、注意事項の6に記載をしております「貸出施設について、ホームページによる広報、チラシを館内受付前に設置、等々」ということで、これまで実施してまいりました貸出施設の広報等の方法についてここに記載をしているところがございます。

続いて、評価の方法についてでございますけれども、実施要項の19ページを御覧いただきたいと思っております。

19ページの「7 落札者を決定するための評価の基準その他落札者の決定」(1)「評価の方法」イ必須項目審査(ロ)管理・運営業務の提案aの2つ目の・(中ポツ)と3つ目の・(中ポツ)のところでございます。

これは入居者選考におきます公平性・透明性の確保など、新たに追加した業務に関する評価項目について加点項目ではなくて、(案としては加点項目に入れていましたが)、必須項目として設定する必要があるのではないかという御指摘をいただきました。それを踏まえて、この必須項目審査の中に入れたものでございます。

この入居者の計画的な受入れ及び新規渡日者の対応、入居者選考に係る評価項目についてここに盛り込んでいるというものでございます。

続きまして、5点目が業務の引き継ぎについてでございますけれども、ページは実施要項の27ページでございます。

26ページ、27ページと、(16)「業務の引継ぎ」とありまして、本文自体は27ページに記載をしてあるところですが、前回の御指摘では業務実施前の民間事業者への引き継ぎ、それと業務の期間終了に伴う次期事業者への引き継ぎについて明確に記載する必要があるのではないかという御指摘でございました。その御指摘を受けまして、この27ページの上の5行に明記しているというものでございます。

それと修正点の6点目ですが、これは別紙の方になります。別紙の295ページのところでございます。前回のその指摘事項は委託費の内訳として3名分の人件費を記載しておりましたけれども、それについて民間事業者の人員配置の参考となるため、3名の業務体制を記載できないかという御指摘でございました。それを受けまして、この295ページの一番右の欄の「備考」のところに、この人件費(3名)のところの「備考」に「受託者の業務体制」ということで責任者1名及び事務担当者2名の従業者(計3名)で業務を実施している。「事務担当者のうち1名は」というところで、この業務体制の具体的な内容を

記載したというものでございます。

以上がこの前回、御指摘をいただきまして、それを踏まえて修正したポイントでございます。

あと、パブリックコメントについてでございますけれども、資料B-2にあります。

これは10月19日から30日にかけて実施いたしまして、民間事業者から9件の意見をいただきました。それはここに記載してあるとおりです。1から8については、特に実施要項の修正までには至らない内容のものでございました。

1つ、9番が実施要項の修正をいたしましたので、9番について御説明申し上げます。

この資料B-2の最後の4ページになりますが、今、御参照いただきました別紙の295ページの人件費（3名）備考欄の「受託者の業務体制」のところですが、ここの記述の後になお書きで、「なお、入居者のオリエンテーションやウェルカムパーティー等の催事については、3名体制で行っている」という記述があります。

これに対して、「意見」といたしまして、「この3名には、機構で携わった人員が含まれていないが、機構の人員を加えて示すべきではないか」という御意見でございました。

それに対して、この「意見に対する考え方」という右の欄を御覧いただきますと、別紙18、別添1のこの費目内訳はあくまでも委託費、委託する内容を示しているもので、機構職員が従事した内容を記載しているものではないので、ここにその機構の人員も加えて示すことは、その性質上、ちょっとできないので、それに替わりまして入札対象業務のうち、従来、機構が行っていた業務、入居者の募集、受付、面接、選考、催事の企画等の平成18年度から20年度にかけて機構職員が従事した人数、経費について別紙18の「従来の実施状況に関する情報の開示」にスイッチすることとしました。

そういうことで、この点は実は前回も御指摘をいただいておりますが、そのパブリックコメントまで時間的に間に合わなかったということもありましたけれども、今回は時間的余裕もありましたので、その部分も修正をしているところでございます。

その内容は別紙の292ページでございます。

292ページで、この「1 従来の実施に要した経費」のところで、18年度、19年度、20年度のところ。292ページは経費ということで金額を示しているところでございます。

それに対して、その次の293ページの方で一定の換算率に基づいて、人員に換算した数字を挙げております。その基本となる考え方は注意事項に記しているところでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、この修正点について御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○小林副主査 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明につきまして御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

○逢見副主査 前回のこの小委員会における指摘事項を踏まえて修正された点については、おおむね適切なものではないかと思っております。第1回目ときはまだ十分クリアではなかったところもございまして、そういう点について実施要項を修正したことによって、

かなりわかりやすくなったのではないかと思います。

あとは実施に当たって、今回は従来の広島や大阪の国際交流会館に比べてかなり業務委託の幅が広がっているということがありますので、是非、これが円滑に進みますように、機構におきまして、十分、その点を留意した業務の実施を行っていただきたいと思います。以上です。

○小見部長 わかりました。

○小林副主査 私も前回の審議に基づきまして、かなりいろいろ手を加えていただきまして、業務の内容等も大変わかりやすくなったと思しますので、その御努力に感謝したいと思います。

それでは、事務局から何か確認すべきことはございますか。

○事務局 特にございません。

○小林副主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、これまで2回、審議を行ってまいりましたけれども、本日をもって小委員会の審議はおおむね終了したものと思いたいと思います。

改めて小委員会を開催いたしませず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成については私に一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○小林副主査 ありがとうございます。では、今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

委員の先生方におかれましては、本日、質問できなかった事項、確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局で取りまとめていただきまして、フィードバックしていただきたいと思います。

また、日本学生支援機構におかれましては、本実施要項（案）に沿いまして適切に事業を実施していただきますよう、よろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。

○小見部長 どうもありがとうございました。

（独立行政法人 日本学生支援機構関係者 退室）